

うるま市告示第135号

うるま市技能労働者育成支援給付金支給要綱を次のように定める。

令和8年8月5日

うるま市長 中村 正人

### うるま市技能労働者育成支援給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内における建設業従事者の確保を促進するため、技能労働者の育成に必要な技術や資格取得に要する経費に相当する額を予算の範囲内において、技能労働者育成支援給付金として支給することに関して、うるま市補助金等交付規則（平成17年うるま市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 給付金 建設業従事者として就業する際に賃上げ等につながる有利な資格取得を促進するために市が支給する技能労働者育成支援給付金をいう。
- (2) 求職者 現に就業していない者又は転職を志望する者（うるま市内の建設事業所に勤務する者を除く。）をいう。
- (3) 資格講習プログラム 次号に規定する出張講習機関が行う資格取得の講習会及び市内建設事業者と求職者とのマッチングを行うために市が開催する合同企業説明会をいう。（うるま市内の建設事業所に勤務する者においては、資格取得の講習会をいう。）
- (4) 出張講習機関 給付金の支給対象となる者（以下「給付金支給対象者」という。）に対し、市が指定した場所において、出張講習を行う機関をいう。

(給付金支給対象者の受給資格)

第3条 給付金支給対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 日本国籍を有し、うるま市に住所を有する者
- (2) 資格講習プログラムを欠席することなく受講できる者
- (3) 求職者又はうるま市内の建設事業所に勤務する者
- (4) 市税を滞納していない者
- (5) 給付金の支給申請時に18歳から49歳までの間にある者

(給付金の支給対象となる資格)

第4条 給付金の支給対象となる資格（以下「資格」という。）については、市長が別に定める。

(支給対象経費及び支給額等)

第5条 給付金の支給対象となる経費（以下「支給対象経費」という。）及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

2 給付金の支給額は、別表に掲げる支給対象経費に補助率を乗じた額とする。

(給付金の支給対象期間)

第6条 給付金の支給対象となる期間は、資格取得のための受講及び実技指導を受ける期間とし、第8条第1項に規定する支給決定の日から資格講習プログラムが終了する日までの期間とする。

(給付金の支給申請)

第7条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、技能労働者育成支援給付金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に別に定める添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(給付金の支給決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、申請者が給付金の受給資格に該当し

ているかを審査するとともに、給付金の支給又は不支給を決定し、速やかに技能労働者育成支援給付金支給・不支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により、給付金の支給が決定した者（以下「給付金支給決定者」という。）は、技能労働者育成支援給付金請求書兼受領委任状（様式第3号）を市長に提出して給付金を請求するものとする。

（給付金の代理受領）

第9条 市長は、給付金支給決定者から給付金の代理受領の委任を受けた出張講習機関に対し、支給決定額を支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払があったときは、給付金支給決定者に給付金の支給があったものとみなす。

（受給資格喪失届）

第10条 給付金支給対象者は、第3条各号に規定する受給資格に該当しなくなったときは、速やかに技能労働者育成支援給付金受給資格喪失届（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。ただし、市長が認めた場合は、その限りでない。

（給付金の申請内容変更）

第11条 給付金支給決定者は、支給決定額に変更があるときは、速やかに技能労働者育成支援給付金変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めた場合は、その限りでない。

- 2 市長は、前項の申請を受理したときは、変更内容を審査し、支給決定額の変更を認める場合は、速やかに技能労働者育成支援給付金変更決定・不決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（給付金の支給決定の変更又は取消し）

第12条 市長は、次のいずれかに該当するときは、支給決定を取り消すことができる。

- （1） 給付金支給決定者が虚偽その他不正な手段により給付金を受給したと認める

とき。

(2) 第10条の規定により受給資格を喪失したとき。

2 前項の規定により支給決定を取り消す場合は、技能労働者育成支援給付金支給取消決定通知書（様式第7号）により、給付金支給決定者に通知するものとする。

（給付金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、既に給付金が支給されているときは、その一部又は全部の返還を給付金支給決定者に命ずるものとする。

2 給付金支給決定者は、前項の規定により市長から命令があったときは、給付金の一部又は全部を市長が別に定める日までに返還しなければならない。

（覚書の締結）

第14条 市長と出張講習機関は、第9条に規定する給付金の代理受領その他必要な事項について、覚書を締結する。

（補則）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年8月5日から施行する。

別表（第5条関係）

| 給付金支給<br>対象者      | 支給対象経費             | 補助率    |
|-------------------|--------------------|--------|
| 求職者               | 資格取得のための受講及び       | 10分の10 |
| うるま市内の建設事業所に勤務する者 | 実技指導を受けるために実際に要した額 | 10分の5  |

様式第 1 号（第 7 条関係）

うるま市長      様

年      月      日

技能労働者育成支援給付金支給申請書

次のとおり、うるま市技能労働者育成支援給付金支給要綱第 7 条の規定により、技能労働者育成支援給付金を申請します。

|                                               |      |      |                 |
|-----------------------------------------------|------|------|-----------------|
| フリガナ                                          |      | 生年月日 | 年      月      日 |
| 氏名                                            |      |      |                 |
| 住所                                            | 連絡先： |      |                 |
| 取得予定資格                                        | 日数   | 申請額  |                 |
|                                               | 日    | 円    |                 |
|                                               | 日    | 円    |                 |
|                                               | 日    | 円    |                 |
|                                               | 日    | 円    |                 |
|                                               | 日    | 円    |                 |
|                                               | 日    | 円    |                 |
| ※現在の状況（      求職中      ・      就労中      ）       |      |      |                 |
| ※【現在就労中の方】就労事業所名（      ）                      |      |      |                 |
| ※技能労働者育成支援給付金と同様の給付金の受給（又は予定）の有無<br>（ 有 ・ 無 ） |      |      |                 |
| ※給付決定の審査に必要な住民基本台帳及び市税の滞納状況調査の同意<br>（ 可 ・ 否 ） |      |      |                 |

様式第 2 号（第 8 条関係）

第 年 月 号  
年 月 日

様

うるま市長



技能労働者育成支援給付金支給・不支給決定通知書

年 月 日付けで申請があった技能労働者育成支援給付金について下記のとおり決定したので、うるま市技能労働者育成支援給付金支給要綱第 8 条第 1 項の規定により通知します。

記

- 1 決定内容 （支給・不支給）を決定しました。
- 2 支給決定額 円
- 3 決定理由
- 4 支給方法 給付金支給対象者から委任を受けた出張講習機関の口座に振り込むことにより、給付金支給対象者に対する支給とします。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

うるま市長 様

請求者  
住所  
氏名  
連絡先

技能労働者育成支援給付金請求書兼受領委任状

年 月 日付け第 号で支給決定通知のあった技能労働者育成支援給付金について、うるま市技能労働者育成支援給付金支給要綱第8条第2項の規定により次のとおり給付金を請求します。また、私は、当該請求に係る給付金の受領について、2に記載のある者を給付金受領の代理人と定め委任します。

1 技能労働者育成支援給付金請求額

|                      |   |    |   |   |   |   |   |
|----------------------|---|----|---|---|---|---|---|
| 給付金請求額<br>(訂正できません。) |   | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|                      | ¥ |    |   |   |   |   |   |

2 給付金受領の代理人

|         |  |
|---------|--|
| 所在地     |  |
| 名称・代表者名 |  |

技能労働者育成支援給付金の代理受領の委任を受けることを承諾いたします。1に記載のある給付金請求額を、4に記載した金融機関口座に振り込んでください。

3 受任者

|          |  |
|----------|--|
| 所在地      |  |
| 名称・代表者   |  |
| 担当者名・連絡先 |  |

4 給付金振込先金融機関

|       |  |    |              |
|-------|--|----|--------------|
| 金融機関名 |  | 店名 |              |
| 口座種別  |  |    |              |
| 口座番号  |  |    | 左詰めでご記入ください。 |
| フリガナ  |  |    |              |
| 口座名義人 |  |    |              |

注意事項

- 1 給付金振込先金融機関は、口座名義人が受任者名と同一のものに限ります。
- 2 住所、氏名、1 技能労働者育成支援給付金請求額及び2 代理人については請求者が記載し、3 受任者及び4 給付金振込先金融機関については受任者が記載してください。

様式第 4 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

うるま市長 様

氏名  
住所

技能労働者育成支援給付金受給資格喪失届

うるま市技能労働者育成支援給付金支給要綱第 3 条に規定する受給資格を喪失しましたので、うるま市技能労働者育成支援給付金支給要綱第 1 0 条の規定により届け出ます。

(喪失した資格)

うるま市技能労働者育成支援給付金支給要綱第 3 条第 号に規定する資格

(受給資格喪失の理由)

様式第 5 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

うるま市長 様

氏名  
住所

技能労働者育成支援給付金変更申請書

技能労働者育成支援給付金について、次のとおり変更がありましたので、うるま市技能労働者育成支援給付金支給要綱第 1 1 条第 1 項の規定により提出します。

記

- 1 支給決定済額 円
- 2 変更支給申請額 円
- 3 増減額 円
- 4 変更理由

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

第 年 月 日 号

様

うるま市長



技能労働者育成支援給付金変更決定・不決定通知書

年 月 日付で申請された技能労働者育成支援給付金について、下記のとおり決定したのでうるま市技能労働者育成支援給付金支給要綱第 1 1 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 決定内容 支給決定額の変更を（決定・不決定）しました。
- 2 変更後支給決定額 円

様式第7号（第12条関係）

第 年 月 号  
年 月 日

様

うるま市長



技能労働者育成支援給付金支給取消決定通知書

年 月 日付けで交付決定された技能労働者育成支援給付金について、うるま市技能労働者育成支援給付金支給要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 取消の内容 一部取消・全部取消

2 取消の理由